**募集要項**

**2024年度 中国科学技術部日中連携事業に関する応募について**

１．**科学技術部日中連携事業の目的と概要について**

**（１）目的と概要**

　独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）は、中華人民共和国科学技術部（以下、「科技部」という。）が実施する日中連携事業に2019年度より協力しています。

募集要項が規定する分野の技術を有する日系企業（※日本の法律に基づき設立された日本登記法人の企業）が既に日本で実績を有し、確立された製品（技術）の中国に対する販路拡大を支援するもので、中国側パートナー（研究機関や大学など）と共同研究や中国国内で行う実証事業などを通じて、実施します。

**（２）枠組み**

　分 野　：　環境、省エネ、カーボンニュートラル、医療(高齢化対策を含む)、防災・減災、農業

　案件数　：　最大20案件

　予 算　：　中方　最大300万元（約6千万円）/案件　＊科技部助成金

　 ＊日方については「個別募集説明会」(応募企業はご参加必須)で説明致します。

　期　 間　：　最長3年

**（３）応募対象企業・案件**

①日本の法律に基づき設立された日本登記法人の企業で、会社設立後、正式応募資料提出締切日までに2年以上経過している企業であること。ただし、次のいずれかに該当する日系企業は応募対象外となります。

1. 会社法上の外国会社、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を外国会社が所有している企業、又は外国会社の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている企業。
2. 法人税、消費税及び/又は地方消費税が未納である企業。
3. 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行いながら更生計画又は再生計画がいまだ発効していない企業。
4. JICAから「独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている企業。＊詳細は「６．その他（２）」をご確認ください。
5. 反社会的勢力に関与している企業。　＊詳細は「６．その他（３）」をご確認ください。またこれらに関する誓約書（様式あり）の提出が必要となります。

② 「外為法」について、以下に関し「外為法についての確認報告書」をご提出ください(様式あり)

「外為法」において本事業にて使用される技術・製品などが問題ないことを以下の通り確認したことをご報告ください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （ア）確認事項  （１）「外為法チェックリスト」（様式あり）の内容が正しいこと | | | | |
| （２）上記（１）を含め、外為法に違反していないこと |  |  |  |  |
|  | | | | |
|  |
|  |

(イ)確認方法

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （１）社内の専門部門で検討 | | | | | |
| （２）社外の専門家（弁護士やコンサルタント等）に確認 | | |  |  |  |
| （３）JETRO窓口に確認  　JETROで同法に関する説明を受けることが可能です。  ＊該非判定までは行われません。つきましては該非の最終判断につきましては  　ご応募者の責任でご記載くださいますようにお願いいたします。 | | |  |  |  |
| JETRO相談サービス　電話による受付　03-3582-5651 | | |  |  |  |
| <http://www.jetro.go.jp/services/advice/> |  |  |  |  |  |

　なお、本件については将来法令等の変更、或いは使用される技術・製品等の変更により当該法令に抵触する場合には、採択を取り下げることがございますのでよろしくご理解をお願いします。

③ 中国側パートナー（科技部への申請責任者が所属する機関など）との本案件に関する協力について締結した覚書（写）（機密保持や権利などの整理含む、様式を問わない）をご提出ください。

**２．選考の流れ**

**（１）全体スケジュール**

**２．（２）個別募集説明会（必ず参加をお願いいたします。）**

**JICA中国事務所担当者より日本側応募責任者（予定）の方に個別にWeb会議若しくは電話にて実施**

**↓**

**２．（３）①予備応募資料など提出**

**＊提出期限：　12月28日（木）17時（北京時間）**

**↓**

**２．（３）①予備応募の合否及び正式応募についてメールにて通知**

**↓**

**２．（３）②正式応募資料など提出**

**提出期限については正式応募に関する通知に記載**

**＊予備応募合格通知の3～4週間後に締切予定**

**↓**

**正式応募資料の評価**

**JICA中国事務所及び外部有識者による評価**

**↓**

**採択**

**JICA中国事務所と科技部の評価結果をもとに双方で採択案件を検討**

**↓**

**JICA中国事務所からメールにて合否について通知**

**＊科技部から中国側パートナーへの合格通知と同時期**

**（２）個別募集説明会について**

本事業への応募を検討している日系企業の方には、「個別募集説明会」を行っています。スムーズな申請手続きを行うために必ずご参加（必須）をお願いします。時間は30分程度です。

＊「個別募集説明会」の申し込み方法は、「個別募集説明会申込書」資料をダウンロードし、記載事

　項を全て記入し、以下「４．」に記載のJICA中国事務所民間連携担当メールアドレスにお送りください。

　また、メールのタイトルに「2024年科技部日中連携事業 個別募集説明会申し込み ○○株式会社」

　と記載して頂くようお願いします。

＊JICA中国事務所は、「個別募集説明会申込書」のメール受信後3営業日以内（中国カレンダーを基　に）に返信メールを応募責任者（予定）へお送りいたします。3営業日を過ぎてもJICA中国事務所から返信メールが届かない場合は、お手数をお掛けいたしますが、「４．」に記載のJICA中国事務所民間連携担当までご連絡下さい。

＊JICA中国事務所担当者より応募責任者（予定）の方に個別にWeb会議（Teams）もしくは電話にて行います。

**（３）応募書類提出　＊提出資料はすべてPDF化してください**

**①予備応募**

1. 予備応募資料
2. 登記簿謄本（写）（発行日から3か月以内のもの）
3. 誓約書（様式あり）
4. 外為法についての確認報告書（様式あり＊Excel版の複数のワークシートをPDFにする場合は、保存のオプション機能でBook全体を選択してください）
5. 中国側パートナーとの覚書（写）など（様式を問わない）

上記（ア）から（オ）の書類を12**月28日（木）17時（北京時間）**までに「４．」に記載のメールアドレスにお送りください。また、メールのタイトルに「2024年度科技部日中連携事業　○○株式会社」と記載して頂くようお願い致します。

* JICA中国事務所は、予備応募書類提出のメール受信後3営業日以内（中国カレンダーを基に）に返信メールを申請責任者へお送りいたします。3営業日を過ぎてもJICA中国事務所から返信メールが届かない場合は、お手数をお掛けいたしますが、「４．」に記載のJICA中国事務所民間連携担当までご連絡下さい。

予備応募の合否については申請責任者へメールにて通知致します。

**②正式応募**

　　予備応募を合格した応募企業は、正式応募を行ってください。（カ）、（キ）以外は様式があります。

1. 正式応募資料
2. 直近2期分の財務諸表（応募企業所定様式。会社印を押印したもの）

\*上場企業は決算短信に担当者がサインしたもので可。

1. 納税証明書（写）（発行日から3か月以内のもの）

＊お持ちでない場合はその3の3「法人税・消費税及び地方消費税について未納の税がないものの証明」で可。

1. 投入予算案一式＊Excel版の複数のワークシートをPDFにする場合は、保存のオプション機能でBook全体を選択してください。
2. 業務従事者名簿
3. 工程・要員計画表
4. 責任者経歴書
5. 環境社会配慮チェック

　　上記（カ）から（ス）の書類を提出期限までに「４．」に記載のメールアドレスにお送りください。

　　提出期限は、予備応募の合格通知の際に通知致しますが、通知の3～4週間後を想定しています。

　　応募書類に不備があった場合でも、提出締切後の応募書類差し替えはできません。

* + 応募資料をお送りいただく際、圧縮ファイルは自動受信拒否されますので、使用しないようお願いします。
  + 第三者機関に業務委託し、応募企業の企業信用調査を行うこととしています。必要に応じて企業信用調査受託企業から問い合わせやヒアリング調査がありますので、ご対応頂くよう宜しくお願いします。ご対応頂けない場合は、評価が行えなくなりますので失格となります。
  + 応募内容に関し、外為法に知見を有する有識者に意見書の取り付けを行うこととしています。

**（４）提出された応募書類の扱い**

　必要な記入事項や押印などがない資料や提出書類の不足などがあった場合、応募が無効になります。

　応募書類に含まれている個人情報などは、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に従い、適切に管理取り扱います。なお、応募書類は本件の評価目的のみに使用します。

**（５）評価**

　応募書類を基に、あらかじめ定めた評価基準表に基づいて評価が行われます(公平性と外為法の内容を確認するために評価の一部を外部有識者に委託します。同識者とJICA中国事務所間で機密事項などに関する契約などを締結します）。その後、評価結果を政府機関が確認します。

**（６）採択**

　JICA中国事務所と科技部の評価結果を基に、双方で採択案件を検討します。

**（７）合否（採択・不採択）の通知**

　合否（採択・不採択）は、正式応募書類を提出した全応募企業（申請責任者）に対し、メールにて通知する予定です。

**３．対象外、採択の取消**

　反社会的勢力と判明した場合、また外為法に抵触していた場合は、判明した時点で評価の対象外とし、採択後の場合は科技部に対し該当する案件の取消要求をすることになります。

**４．お問い合わせ**

　　応募に関する質問がある場合は、下記メールアドレスまでご連絡下さい。

　ただし、応募資料内容に関する質問などは、予備応募提出締切以降は対応しかねます。

　担当：JICA中国事務所民間連携担当

　メールアドレス：JICAchina\_minren@jica.go.jp

　電話：＋86-10-6590-9250（33）

**５．留意点**

**（１）JICA中国事務所の役割**

　科技部日中連携事業が円滑に進むよう日中双方の関係者間の調整を行います。調整役を当機構が担いますが、万が一本事業で応募企業の方が不利益を被ったとしても、当機構は一切の責任は負えないことをご承知おき下さい。

**（２）応募企業のリスク対策**

　応募企業の技術流出、特許などに係る問題、科技部日中連携事業で得た情報などの権利の取り扱いなどについては、中国側パートナーとあらかじめ協議しておく必要があります。科技部日中連携事業に採択された場合、必要に応じて中国側パートナー及び関係者と機密保持契約や権利などに関する契約を締結し、関係者全員が利益を得られるよう調整を行ってください。

　特許などについては、JETRO、中小企業庁、特許庁などの専門部門に相談することをお勧めいたします。

**（３）環境社会配慮**

　応募企業が有する技術を普及させた場合において、周辺地域の環境影響などの二次的問題が出ないよう注意する必要があります。日本や他国での実績があったとしても、中国の環境はこれまで実績を積まれてきたところと異なる可能性があり、環境社会配慮を十分に検討する必要があります。（チェック表あり）

**（４）中国で違法となる恐れのある活動などに注意**

　日本と中国では、異なる習慣や法律が多くあります。応募する企業は、中国側パートナーと入念に話し合い、違法行為を行わないよう注意してください。例えば、次のような行為を外国人が行った際は違法とされるケースがあります。特定地域での写真・ビデオ撮影及びスケッチ、又は特定地域への立ち入り、測量・地質調査及びGPSによる調査、地図や空間情報の持ち出し、通信機器の無許可使用など。

**６．その他**

**（１）**JICA中国事務所は、応募後の不採択に関する異議申し立てやお問い合わせを受け付けておりません。また、採択後も必要に応じた側面支援を行いますが、中国側パートナーとの関係、法令順守、案件の実施結果その他一切の責任を負うことができませんので、ご理解頂きますようお願い致します。

**（２）**JICAから「独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている企業からの応募については、具体的に以下の通り取り扱います。なお、協力企業が契約競争参加資格停止措置を受けている場合も同様の対応とします。

1. 正式応募資料の提出時に措置期間中の場合は、応募を無効とします。
2. 正式応募資料提出後、採択通知される前に資格停止期間が始まる案件の応募は無効とします。

**（３）**応募条件には、以下のいずれにも該当しないこと及び日中連携事業終了までの将来においても該当することはないことも含まれます。これは、日中連携事業からの反社会的勢力の排除を目的とします。

1. 応募企業及び協力企業の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」）である。
2. 応募企業及び協力企業の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められる。
3. 反社会的勢力が応募企業及び協力企業の経営に実質的に関与している。
4. 応募企業及び協力企業又はこれら企業の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を以て、反社会的勢力を利用するなどしている。
5. 応募企業及び協力企業の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
6. 応募企業及び協力企業の役員等が反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
7. 応募企業及び協力企業の役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
8. その他応募企業及び協力企業が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行った。

以上